

鶴見区公告 第 185 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月13日

横浜市鶴見区長 渋谷 治雄

送達を受けるべき者の氏名又は名称	田中 憲二 外36件
送達する書類	令和6年度 軽自動車税 督促状（現年度 全期分） 令和7年度 軽自動車税 督促状（現年度 全期分） 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 督促状（過年度 7随分） 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 督促状（現年度 第1期、第2期分） 令和8年度 固定資産税・都市計画税 督促状（第2期分）
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年10月13日

軽自動車税（種別割）

(種別割は改正前の地方税法第463条の25)

[illegible]

公示日：令和8年10月13日

軽自動車税（種別割）

(種別割は改正前の地方税法第463条の25)

[illegible]

公示日：令和8年10月13日

地方税法第329条

1 / 1 頁

公示日：令和8年10月13日

令和 8 年度賦課 令和 8 年度課税 市民税・県民税・森林環境税

地方税法第329条

[illegible]

公示日：令和8年10月13日

固定資産税・都市計画税

[illegible]